

木材利用ポイント事業の延長について、林野庁から次のとおり発表がありましたので、お知らせします。当センターは、木材利用ポイントの申請受付窓口となっています。一層のご利用をお待ちしています。

木材利用ポイントの対象となる工事・購入期間 平成26年3月31日までを平成26年9月30日までに延長

【林野庁発表】

木材利用ポイント事業（延長）

1. 趣旨

消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動減等を回避するため、木造住宅の建築や木材製品の購入等にポイントが付与する木材利用ポイント事業を引き続き実施します。

2. 事業内容

木造住宅の建築、内装・外装の木質化、木材製品・木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入の際に、木材利用ポイントを発行し、地域の農林水産品、農山漁村地域における体験型旅行、商品券との交換等を行う取組を実施します。

【ポイント発行対象】

- 平成25年4月1日から平成26年9月30日までに工事着手した木造住宅の新築・増築又は購入、内装・外装木質化工事（スギ、ヒノキ、カラマツ等の対象木材を過半使用するものなど）
- 平成25年7月1日（一部の製品は平成25年10月1日）から平成26年9月30日までに購入した木材製品（スギ、ヒノキ、カラマツ等の対象木材を過半使用するものなど）、木質ペレットストーブ・薪ストーブ

【発行ポイント数】（1ポイント＝1円相当）

- 木造住宅1棟あたり：30万ポイント
（特定被災区域の住宅であって「全壊」等と認定された場合は、1棟あたり50万ポイント）
- 内装・外木質化工事：30万ポイント（上限）
- 木材製品・木質ペレットストーブ・薪ストーブ：1製品あたり10万ポイント（上限）

※ 発行期間等については、ポイントの発行状況等により変更する可能性があります。

3. 事業実施主体

公益社団法人国土緑化推進機構

4. 補助率

定額

5. 平成25年度補正予算額

15,000,000千円

（林野庁 木材利用課）